

|          |                               |
|----------|-------------------------------|
| 氏名       | さか い たか こ<br>酒 井 貴 子          |
| 学位(専攻分野) | 博 士 (法 学)                     |
| 学位記番号    | 法 博 第 57 号                    |
| 学位授与の日付  | 平 成 19 年 3 月 23 日             |
| 学位授与の要件  | 学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当       |
| 研究科・専攻   | 法 学 研 究 科 公 法 専 攻             |
| 学位論文題目   | 法 人 課 税 に お け る 租 税 属 性 の 研 究 |

論文調査委員 (主査) 教授 岡村忠生 教授 芝池義一 教授 岡村周一

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、アメリカ法人課税における租税属性をめぐる裁判例および立法を考察することによって、租税属性の引継やその制限について原則となる考え方を見出し、近年日本でも導入された組織再編税制や連結税制における租税属性の扱いについて、新たな視点を提示しようとするものである。

租税属性とは、納税者自身やその資産、負債、収益、あるいは、費用項目等に認められる属性のうち、税負担に影響を与える要素である。法人課税では、資産の取得原価や利益積立金額のほか、納税者の税負担を減少させる欠損金額および資産譲渡損失（あわせて損失等という）が特に重要であるため、本論文も損失等に焦点を当てる。

損失等は、繰越控除や繰戻控除により他の年度の所得または資産譲渡利益（あわせて所得等という）と相殺されるが、損失等を出し続ける法人にとっては、相殺する所得等がないため利用できない。租税属性には、原則としてその法人が存続する限り有効という性質があるから、所得等を有する法人がこの性質を利用し、法人の主体の同一性を失わせないようにして損失等を利用しようとする場合が、たとえば法人合併や連結申告においてしばしば見られる。しかし、損失等の繰越控除は、それが発生した納税者の税負担平準化のために認められた制度である。法人合併や連結申告を通じた損失等の利用に対しては、何ゆえある納税者に発生した損失等が他の納税者の所得等で相殺できるのかが問われることになる。

以上の問題意識に基づき、本論文は、第一編で、損失等の引継控除制限のあり方について考察を行い、第二編で、連結税制における子会社株式売却損に対する控除制限が、第一編で考察した損失等の引継控除制限とどのように関係し、どの範囲で必要かを明らかにするという構成を取る。具体的には、以下のとおりである。

第一編第一章は、アメリカにおいて損失等の引継が問題とされた裁判例を取り上げ、引継可否の判断基準を検討し、損失引継控除制限ルールの形成過程を考察する。その中では、損失等とその相殺を認められる所得等との対応を見るために、主体の同一性、事業の継続性、および、法人所有の不変という三つの要素があること、そして、法人所有の不変という最後の要素が、損失控除による課税上の利益の最終的な受益の観点、すなわち、損失控除による税負担の減少が配当原資を増加させ、株主に帰属するという観点から、株主の異動に着目した損失引継制限を行うことになる点が述べられている。本論文は、この考え方が内国歳入法典382条で採用され、損失引継控除制限の基調をなしていることを明らかにする。

さらに、連結税制が取り上げられる。連結税制では、連結グループ内の複数の法人を一つの納税主体とみなして課税することから、グループ内の法人相互に所得等と損失等との相殺が認められるため、連結加入があった場合の損失等の控除には、特別の考慮と制限が必要となる。本論文は、アメリカ税法におけるこの場面での控除制限においても、内国歳入法典382条の適用があることを述べた上で、日本の損失引継控除制限ルールが損失控除による利益の受益者の視点を取り入れていないことから、非適格法人合併、株式交換、株式取得といった場面での損失売上の可能性があることを指摘する。

第一編第二章は、法人取得や連結後に発生する損失（取得後損失という）の控除制限のあり方を考察する。取得後損失については、法人取得等の場面での一般的な損失引継控除制限の規定である内国歳入法典269条により、これを否認する裁判

例が見られる。しかし、382条の考え方をとれば、取得後損失の控除の利益は取得後の株主に帰属するから、その控除は認められるべきはずである。本論文は、裁判例の考察から、取得後損失の否認事例には269条の適用における不明確性が伴い、また、否認をするだけの十分な理由を見出し難いことを導く。そして、日本においても、取得後損失に対する一般的否認規定の適用は、適切でないと結論付ける。

第二編第一章は、アメリカ連結税制における投資調整ルールの形成過程を考察し、その必要性、および、範囲を検討する。連結子会社の損失は、グループ内で連結所得と相殺され、さらに、損失の分だけ価値の減少した連結子会社株式が後に売却された場合、株式売却損としても控除されるから、連結グループにとっては二重に控除できることとなる。逆に連結子会社に所得のある場合には、二重課税が生じる。これらを排除するため、連結子会社株式売却損益（投資損益という）の計算上、連結グループ内で生じた所得または損失の範囲で、連結子会社株式の取得原価に増額または減額する調整を加える投資調整ルールが、制度上必要と認識され、確立された。本論文は、連結税制では、親子会社間に介在する金融資産たる株式の存在がないものとして課税が行われるべきことを明らかにする。

第二編第二章は、投資調整ルールの適用により派生する濫用的取引への対応と損失控除制限のあり方を考察する。その素材として、サン・オブ・ミラー取引と損失二回計上取引が取り上げられる。これらに対して、子会社株式売却損の控除を制限する投資損失控除制限ルールが設けられたが、この制限はあるべき範囲を超えることから批判を受け、適切な控除制限の範囲が再検討されねばならなかったことが、以下のように述べられる。

サン・オブ・ミラー取引とは、子会社が連結加入時に含み益を有した資産を連結加入後に売却し、その後、親会社はその子会社の株式を譲渡する取引である。この場合、資産売却による所得が、それに係る投資調整に起因して発生する子会社株式売却損により相殺されるため、実現された資産含み益に対する課税が排除される。本論文は、1986年税制改革が資産含み益への法人段階課税の確保を目的として General Utilities 原則を廃止したことに鑑み、サン・オブ・ミラー取引に対する損失控除制限の是非は、General Utilities 原則の廃止の考え方に反するかどうかにより判断されねばならないと論じる。また、本論文は、日本では、連結加入時の時価評価課税により、原則として、サン・オブ・ミラー取引は阻止されていることを指摘する。

損失二回計上取引とは、連結子会社の資産に値下がりが発生し、そのために連結子会社株式も値下がりしている場合において、まず連結子会社株式を売却し、その損失を控除するとともに子会社を連結から離脱させた後、子会社が値下がり資産を売却することにより、一つの経済的損失から二回の損失控除を行う取引である。これに対して、まず連結子会社が値下がり資産を売却し、その後に連結子会社株式が売却された場合、投資調整により、一つの経済的損失から一回の損失控除しか行うことができない。ここに選択可能性があることから、投資損失控除制限ルールによる子会社株式売却損失の控除制限が設けられていた。しかし、裁判所は、内国歳入法典382条により子会社の資産売却損失の控除が制限されることを一つの理由に、投資損失控除制限ルールを無効とした。本論文は、これ以降、アメリカ税法では、一つの経済的損失から複数回損失控除を受ける取引が特定され、これを阻止するルールの整備がみられることに言及した上で、382条の射程範囲を見極めるとともに、一つの経済的損失から複数回損失控除が得られる取引への規制の必要性を論じる。そして、この分析から、日本の連結税制における損失二回計上取引へのあるべき対策が検討される。

本論文は最後に、日本が382条のような法人所有に着目した損失控除制限を有しないことから、損失二回計上の可能性があること、法人による損失控除がもたらす課税上の利益の最終的な帰着を検討する必要があることを述べた上で、投資損失控除制限の導入を提案するとともに、行為計算否認規定による対処は適当ではないとする。

## 論文審査の結果の要旨

企業買収では、通常、買収に伴う税負担を軽減する方策がとられる。しかし、税負担軽減の方策として、企業買収が用いられることもある。このような企業買収は、アメリカでコングロマリットとして広く行われ、税負担軽減を防止する様々な措置が導入されてきた。

本論文は、税負担を軽減する主な租税属性（税負担に影響を与える納税者の属性）である欠損金額および資産譲渡損失に焦点を当て、これら租税属性に関するアメリカの裁判例および立法を考察することによって、租税属性の引継とその制限に

おける原則的な考え方を見出し、日本の法人課税における租税属性の扱いについて、新たな視点を提示したものである。

本論文は、二つの主張を持っている。第一は、法人の所有者である株主の観点から、租税属性の引継を規律すべきであるという主張である。すなわち、損失控除がもたらす租税上の利益は、損失を生じた法人の株主が享受すべきものであるから、株主が入れ替わるときには、控除を制限すべきことになる。本論文は、これを所有変化アプローチと呼び、内国歳入法典382条とこれに関係する裁判例、行政立法、学術論文等の丹念な分析から、所有変化アプローチがアメリカ税法の基礎に存在し、有用性を持つことを論じている。所有変化アプローチは、本論文執筆時点では日本の税法になかった考え方であり、この角度から日本法の脆弱性を指摘したことは、法人課税の基礎理論を前進させるものと評価される。

第二は、租税回避の一般的否認規定を利用した対処に対する批判である。本論文は、企業買収における一般的否認規定である内国歳入法典269条とその裁判例を緻密に分析しながら、法的安定性の欠如といった一般論に止まらず、269条による否認が取得後損失（買収以後に被買収事業に発生する損失）にまで及び、原則にある所有変化アプローチに反する結果となることを説得的に述べている。日本でも、今世紀に入り、否認規定が続いて立法されたことに鑑みると、アメリカの一般的否認規定が原則を踏み越えて作用した事例を検討したことは、高く評価される。

本論文は、以上二つの考え方を基調として、連結税制における子会社株式売却損の控除制限を分析する。そのためにまず、投資調整ルール（連結子会社に発生した損益を連結子会社株式の取得価額に反映させるルール）の形成過程と必要性を、アメリカでこのルールが存在しなかった1920年代の裁判例等に遡り、二重課税や二重控除の防止の観点から明らかにする。投資調整の考え方は、連結に止まらず、組合や信託に対する課税でも重要となるが、日本では未整備であり、これを分析した意義は大きいと評価される。

最後に、アメリカで投資調整ルールの濫用とも言われたサン・オブ・ミラー取引と損失二回計上取引が取り上げられ、投資損失否認ルールによる子会社株式売却損の控除制限と、制限を認めなかった裁判例を契機とするその変化が描かれる。これらの取引は、1986年税制改革による General Utilities 原則（現物分配において分配をした法人に損益を認識しない原則）の廃止を、投資調整ルールを利用して回避するとの議論がある。本論文は、同原則廃止の意味や射程を問いつつ、裁判例で示された所有変化アプローチに基づく制限の可能性を追究しており、論文全体として一貫性が認められる。

本論文に残された課題として、特に後半部分で、表現をこなれたものにする、General Utilities 原則とその廃止について企業買収に対する課税の意味や効果に基礎付けられた考察を行うことが挙げられる。しかし、本論文が法人課税における租税属性の引継とその制限に関する問題を検討し、所有変化アプローチによる解決の方向を示したことは、これらの課題を上回る意義があると評価することができる。

以上に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を付与するに相応しいものと判断する。なお、調査委員3名が2月5日に本論文の内容について試問を行った結果、合格と認めた。